

令和2年12月9日

質問に対する回答

市有財産売却「建物等解体撤去条件付」一般競争入札にかかる質問について、以下のとおり回答します。

質問 No.	質問内容	回答
1	売買の仮契約が本契約に移行する契機となる市議会の議決の日程をご教示ください。	令和3年3月市議会での議決を予定しておりますが、日程は、現時点で決まっておりません。
2	境界確定は完了していると思われませんが、境界確認書は全ての隣地所有者分について買主への交付はなされるでしょうか。	交付いたしません。 なお、当該地は新潟地方法務局が、不動産登記法第14条第1項地図作成作業により、境界を確定しています。
3	期間5年間の買戻し特約登記を設定する条件になっていますが、買主が分譲マンション事業を行う場合（入札申込時の土地利用計画に沿った事業を行った場合）等、5年の満了前に、何らかのタイミングを契機に解除していただくことは可能でしょうか。マンション購入者に対する登記を行う際や、完成入居後に登記手続きをする際に支障になる可能性があります。	買戻し期間（5年）の満了前に買戻し特約を解除することはありません。